

南幌町まちづくり活動支援事業 Q&A

作成：令和8年4月1日現在

まちづくり課 企画係

(参照：南幌町まちづくり活動支援事業補助金交付要綱)

《補助対象者》 第2条関係

No.	Q	A
1	補助金申請を行うために新たに団体を結成し、申請することは可能でしょうか。	可能です。第2条に規定する要件を満たしていることが条件です。
2	企業名や、宗教法人名、政治団体名での申請は可能でしょうか。	企業の宣伝や営利活動、宗教活動・政治活動につながると誤解を受ける恐れがあることから申請できません。ただし、NPO法人は申請可能です。
3	町から団体運営に関する補助金を受けている団体は申請が可能でしょうか。	申請することはできません。

《補助対象事業等》 第3条関係

※補助対象経費を含む。

No.	Q	A
4	補助対象となる事業にはどのようなものがありますか。	別紙「南幌町まちづくり活動支援事業補助金交付の事業例」を参考としてください。 なお、あくまでも考えられる事業例並びに期待される事業例ですので、この事業例にこだわる必要はありません。
5	今まで本事業を知らなかった。既に実施している団体活動について、次回以降の申請することは可能でしょうか。	可能です。ただし、既存の団体活動事業であっても、当該活動に新たな工夫または拡充が図られる場合は対象となります。
6	町の既存の補助制度（「緑化活動推進事業補助金」など）がありますが、そちらで申請せずに本補助事業で申請することは可能でしょうか。	町の他の補助制度がある場合は、本補助事業の対象とはなりません。そちらの補助制度で申請してください。ただし、国、道、又は他の支援団体等の助成を受けている場合であっても、申請することは可能です。
7	第5条第2項「ただし当該事業において国、道、又は他の支援団体等の助成を受けている場合には、補助対象経費から当該助成金を控除した額を補助対象額とする。」の具体例はありますか。	申請団体が「協働のまちづくり事業」を活用し、補助対象経費が100万円、他団体等から助成された補助金が30万円とした場合、100万円から30万円を差し引いた70万円が本事業の対象経費とし、補助率8/10のため56万円が補助金額となります。 ※1（6P参照）

8	販売などの収益活動を含む活動については、本補助事業の対象になりますか。	本補助事業は自主的に取り組む公益的で非営利な活動を支援することを目的としています。参加者に実費弁済を求めるもの、収益を活動費用に充てるものなどについては、自立した活動を行うために必要なものであるため、「専ら営利のみを目的とする事業」にはあならず、補助対象事業となりますが構成員に利益分配を行う事業等は、営利活動なので補助対象外となります。ただし、継続性などを審査するため事業の実施に伴い発生する収入については、必ず予算書及び決算書に掲載してください。
9	チケット収入や協賛金などの収益がある場合の補助対象経費は、どのように考えるのでしょうか。	本補助事業は、事業（イベント等）への参加者は、サービスの対価（チケット代等）を支払うことを想定した補助率となっています。よって、チケット収入などの収益があっても、補助対象経費は支出から収入を減じたものにするのではなく、あくまで支出の内、対象となる経費を本補助事業の補助対象経費とします。なお、補助金申請に係る審査において補助金額が決定することになりますのでご注意ください。
10	飲食費について、出演者のみなさんへの弁当代は対象になりますか。	補助対象経費は、慰労会経費等を除くとしており、構成員や実行委員との事前打合せ会議や反省会などの飲食費は一切対象になりませんのでご注意ください。ただし、出演者や外部に依頼するボランティアスタッフへの必要最低限の飲食代並びに活動全般のお茶代程度は対象とします。なお、調理等を伴うイベント等で必要な食材の経費は対象となります。
11	備品の購入費は、補助対象となりますか。	備品購入費は、一切補助対象となりません。
12	団体等での交流会は本補助事業の対象となるのでしょうか。	地域住民の交流行事等の親睦会的な事業については補助対象となりません。ただし、町内で行う交流の推進を目的とした事業で、文化、教育、福祉又はまちづくり等に寄与する事業であれば補助の対象となります。
13	施設の修繕や塗装等を行う場合、本補助事業で申請することは可能でしょうか。	施設の維持管理を主たる目的とする事業は補助対象となりません。ただし、民間に委託するのではなく、地域住民が協力するなど自前で作業を行う場合は、地域住民相互の連帯意識を高め、良好な地域コミュニティの形成に寄与する事業にあたるため、補助の対象となります。
14	「地域コミュニティ活性化事業」の多様な目的を付加することはどういうことでしょうか。	例えば、地域のお祭りで従来からある取り組みから、子どもに出店での販売をするといったような就労体験や、子ども会と老人会が新たに連携して食育活動などの取り組みを加えることで、補助の対象となります。

15	「町内会等活動推進支援助成事業」は「地域コミュニティ活性化事業」とどう違うのですか。	「町内会等活動推進支援助成事業」は町内会・行政区の地域課題の解決や地域活動の維持・継続を図るための事業です。ここで行われた内容が「地域コミュニティ活性化事業」へ発展することを期待するものです。 例えば、地域担当職員と共に、座談会や出前講座などを行うことで、地域の発展に繋げていただくことを考えています。
16	イベント等を実施する際のチラシやラジオによる広告宣伝費用は対象経費となりますか。	広告宣伝費は対象経費となります。 但し、予算に限りがあるため全体事業費の20%以下又は20万円以下とします。 なお、チラシには※2（6P参照）を掲載願います。
17	要綱別表の補助対象経費に該当するものは、全て認められますか。	補助対象経費については、事業の実施に「必要不可欠な経費」と「その他の経費」に分けて審査を行います。「その他の経費」については、内容が適当であると認められれば「必要不可欠な経費」の25%を上限に対象とします。 なお、事務局による申請書の事前確認の段階で申請者と協議の上、経費を分類します。 ※3（6P参照）

《補助対象期間等》 第4条関係

No.	Q	A
18	本年の補助が認められた場合、来年も継続して補助してもらえますか。	本補助事業は、年度ごとに審査し補助決定されますので、今年度補助金が受けられたからといって、来年度も受けられるとは限りません。
19	補助金を3年受けて活動した場合、4年目以降の活動は補助金を受けられないのでしょうか？補助金が無くては、活動を休止せざるを得なくなってしまうのではないのでしょうか。	【協働のまちづくり事業】【地域コミュニティ活性化事業】【町内会等活動推進支援助成事業】の事業期間は原則として3年を限度に継続を認めるとなっていますので、住民の皆さんが主体となり、自立したまちづくり活動ができるようご検討ください。 なお、【協働のまちづくり事業】【地域コミュニティ活性化事業】を3年間活用した団体で、事業効果が高く、まちづくりへの貢献が期待できる活動に対しては【フォローアップ事業】として、引き続き3年を限度に継続して補助を行うことが可能です。

《補助金の申請・審査、町のサポート》 第6条・第8条関係

No.	Q	A
20	郵送や電子メールによる申請はできますか。	申請の際、内容についてお聞きしますので、必ず、まちづくり課まで申請書を持参してください。なお、事業の趣旨などについて、説明や確認が必要ですので、申請前に日程を確認のうえ、担当者と「事前相談」されますようお願いいたします。

21	申請をする時に、必要経費の額を証明する見積書等の書類は必要ですか。	申請時に経費を証明する書類は、原則必要ありませんが、内訳等を説明できるようにしてください。 なお、活動終了後には、実績報告書、収支決算書、領収書等の写しなどを提出していただきます。
22	「円滑な事業推進のために町の支援が必要な場合は申し出ることができる」とは、どういうことですか。	地域や団体等と町による協働のまちづくりを推進するため、申請する団体が円滑な事業推進を行うため、町関係課のサポートが必要な場合に申し出ることができるものです。 サポートの内容は、基本的にアドバイスや情報提供・情報共有等となります。なお、サポート自体を強制するものではありません。
23	補助金申請に係る審査とは、どのようなものでしょうか。	補助金申請後、申請団体には審査会（まちづくり活動支援会議）において、事業内容や期待する効果などについてプレゼンテーションをしていただきます。この審査会で、採択の可否や補助金額の審査等が行われます。

《事前着手》 第7条関係

24	補助決定前に活動を行うことは可能ですか。	補助金交付決定通知後の活動（経費）が対象となりますが、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業着手を希望する場合は、着手前に事前着手届（様式第2号）を提出し、承認を受けた場合は対象となります。 なお、事前着手の決定には1週間程度を要します。ただし、補助金申請に係る審査において補助額が申請額に達しない場合がありますのでご注意ください。
----	----------------------	--

《補助金等の交付の条件》 第9条関係

No.	Q	A
25	補助金が決定し活動していましたが、予定していた収入が入らなくなりました。どうしたらよいでしょうか。	対象経費に補助率を乗じ、かつ補助決定額の範囲内の額で精算を行います。よって、別の方法で資金調達を行い、事業を実施してください。また、収入不足のため、事業内容が大幅に変更になる場合は、変更申請や再審査が必要になる場合がありますので、早急にご連絡ください。

《実績報告》 第10条関係

No.	Q	A
26	事業終了後、申請を超える経費がかかった場合、追加補助はありますか。	当初の補助決定額の範囲内での精算となりますので、追加補助はできません。

27	謝礼、御礼などは領収書をもらうことができませんが、どうしたらよいのでしょうか。	謝礼等については、領収書の写しを添付する必要はありません。内訳等がわかるように整理してください。
28	報告会での発表とは、どのようなことをするのでしょうか。	実績報告の提出後、実施団体が報告会（まちづくり活動支援会議）において、事業の成果や波及効果、課題や改善点などについて発表していただくものです。なお、町民等にも参加してもらえよう広く周知します。

《補助金の請求》

No.	Q	A
29	補助金は、いつもらえますか。	基本的には、事業終了後、①実績報告、②補助金の額の確定、③補助金請求の手順により支払います。ただし、事業の遂行上等必要があると認めたときは、交付決定額の8割を上限として概算払を行います。

※1

ただし当該事業において国、道、又は他の支援団体等の助成を受けている場合には、補助対象経費から当該助成金を控除した額を補助対象額とする。

例：協働のまちづくり事業を使用した場合

申請団体の補助対象経費	100万円
他団体等からの補助金	30万円
申請団体の補助対象経費から町以外からの補助金を差し引いた金額（補助対象）	$100万円 - 30万円 = 70万円$

70万円×補助率80% = 56万円→まちづくり活動支援補助金となります。

※2 掲載例：・令和〇年度南幌町まちづくり活動支援助成事業

・南幌町まちづくり活動新事業補助金を利用しています 等を記載のこと。

※3

【例】（全て補助率8/10の場合）

①総事業費150万円（内訳：必要経費100万円、その他50万円）、補助率8/10の場合
→必要経費だけで補助上限額80万円に達するため、その他分は自己負担で実施
→その他経費については、内容の可否についての審査のみ
→補助金交付額 補助対象経費100万円×8/10 = 80万円

②総事業費100万円（内訳：必要経費80万円、その他20万円）、補助率8/10の場合
→その他経費が必要経費の25%以内となるため、内容が認められれば補助対象とする
→補助金交付額 補助対象経費100万円（必要経費80万円+その他20万円）×8/10 = 80万円

③総事業費100万円（内訳：必要経費60万円、その他40万円）、補助率8/10の場合
→必要経費の25%以内となる15万円までは、内容が認められればその他経費について補助対象とするが、残りの25万円については、自己負担とする。
→補助金交付額 補助対象経費75万円（必要経費60万円+その他15万円）×8/10 = 60万円

（注）このQ&Aは、必要に応じて随時変更することがありますのでご了承ください。

別紙

南幌町まちづくり活動支援事業補助金交付の事業例

■考えられる事業例並びに期待される事業例

事業名	協働のまちづくり事業	地域コミュニティ活性化事業	フォローアップ事業	町内会等活動推進支援助成事業
<p>交付の対象となる事業</p>	<p>いずれかの要件を満たす事業 (1) 公共の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業 (2) 町と協働して取り組むことによって、地域課題の解決及び相乗効果が期待できる事業 (3) 魅力あるまちづくりや地域創生に関して、効果の見込める事業</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消イベント ・自然学習 ・農作業体験学習 ・まちの歴史伝承 ・南幌町の魅力情報発信 ・各種研究、調査活動 ・教育、子育て支援 ・歴史、文化の伝承 ・特産品開発や普及宣伝 ・全町交流イベント ・婚活イベント ・フォーラム、セミナー ・まちづくり優良調査 ・観光振興 ・福祉ボランティアなど 	<p>いずれかの要件を満たし、多様な目的を付加して実施されることにより地域コミュニティの活性化が図られる事業</p> <p>(1) 地域活動となる場をを広げ、地域力の向上につながる事業 (2) 地域の生活課題の解決が期待できる活動事業 (3) 地域で行う活動で、文化、教育、福祉等に寄与する事業</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境美化活動 ・地域での防犯活動 ・地域防災対策活動 ・三世代交流祭り ・地域盆踊り大会 ・地域スポーツ大会など 	<p>「協働のまちづくり事業」「地域コミュニティ活性化事業」の各事業を3年間受けた団体で、これまでの補助対象事業を継承するものであって、その活動が模範となるものに対して補助を行う。</p>	<p>いずれかの要件を満たし、地域課題の解決のために実施される事業</p> <p>(1) 町内会等の連帯意識を高め、良好なコミュニティの形成に寄与する事業 (2) 実施の効果の及ぶ範囲が特定の町内会等に限定される事業 (3) 地域担当職員と連携し、町内会等の維持・継続に取り組む事業</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会活性化座談会 ・出前講座を活用した研修会 ・健康づくり講習会 ・ゴミステーションの修繕・塗装など